

電子納品保管管理システム構築業務

仕様書

1 委託業務名

電子納品保管管理システム構築業務

2 業務目的

本業務は、これまでCD等による納品されていた工事関係書類の納品について、新たにクラウドを保存領域とする「電子納品保管管理システム」を構築し、受発注者ともに業務の効率化を図るものである。

3 契約期間

契約日の翌日から令和8年3月30日までとする。

4 準拠する法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、以下に記載する関係法令等に準拠して行うこと。

- (1) 測量法（昭和24年法律第188号）及び同施行令、同施行規則
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）及び同施行令、同施行規則
- (3) 国土交通省公共測量作業規程（平成20年国国地発921号）
- (4) 国土交通省道路施設現況調査提要（国土交通省道路局企画課制定）
- (5) 地理情報標準プロファイル（JPGIS、平成20年4月国土地理院）
- (6) 地方交付税法（昭和25年法律第211号）
- (7) 福井県個人情報保護条例及び同施行規則
- (8) 福井県財務規則
- (9) NMEA-0183(米国海洋電子機器協会規定)
- (10) その他の関係法令及び通達、条例・例規並びに諸規則等

5 配置技術者

本業務を担当する主任技術者は、電子納品の保管管理に関わるシステム及び全国的な動向に精通し、業務全体の管理者として円滑に業務を推進できる者を選任すること。

6 秘密の保持

受注者は、本業務の履行上知り得た事項を、第三者に漏洩してはならない。

7 電子納品保管管理システムの帰属

本業務によって作成された電子納品保管管理システムの著作権は受注者に帰属し、発注者は受注者の許可なく成果品を第三者に複写、公表、貸与および使用してはならない。ただし、本業務着手以前に発注者または著作権保有者が保有すると受注者の確

認が得られる著作物においては、著作権は、その著作権の保有者に留保され、受注者はその一部使用权および使用許諾をもって使用するものとするが、保管するデータは発注者に帰属し、システム利用終了時は適切に発注者に引き渡すものとする。

8 電子納品保管管理システムの帰属

福井県情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ対策及び作業管理を適切に行い、情報漏洩事故等が起こらないよう十分配慮すること。

9 業務内容

(1) 電子納品保管管理システムの基本性能

- ・福井県におけるネットワーク体系については、福井県情報セキュリティポリシーに記載のとおりとする。なお、インターネット接続系における WEB ブラウザ環境は、MicrosoftEdge 及び GoogleChrome であるため、対応できる仕様とすること。
- ・保存領域はクラウドサーバとし、本業務に含まれる電子成果品の保管容量（データ量）は上限 25TB とする。また、保存可能容量が上限に達した際に、随時容量を拡張できる仕様とすること。なお、本県において推定される電子成果品の保管件数（工事・業務単位）は以下のとおり。
 - 令和 6 年度末までの件数（総数）：約 52,000 件
 - 令和 7 年度以降の件数（年間）：約 10,000 件
- ・通常利用する発注者職員最大数：1,000 人とする。
- ・本システムの効果的な利用のため、情報共有システムの利用対象案件（工事および業務）については、本業務で構築された保管管理システムと直接連携して利用することを推奨するものとする。
- ・将来、電子成果品を受注者以外の一般にも公開扱いとする際に、新システム上で公開（全部又は一部）ができるような設定及び仕様を付与すること。
- ・小規模工事など情報共有システムを利用しない工事等の電子成果品を受注者がオンラインで保管管理システムに提出できる機能を実装すること。

(2) 電子納品保管管理システムの機能

- ・蓄積された成果品について、受注者等に公開・配信可能な成果品を選択し、配信サーバに送信する際、閲覧可能期間や閲覧可能者（閲覧期限）の設定を行うことができる仕様とすること。
- ・電子納品に係る要領等が軽微な改定がなされた場合でも、別途費用を要しないよう、改修を要しない又は軽微な改修で対応できる仕様とする。
- ・蓄積された成果品について、次の検索機能を有すること。
 - 検索条件：発注機関、工事種別、発注年月日、完成年月日、事業年度、工事名、事業名、キーワード等で検索可能
 - 検索機能：AND、OR、絞り込み検索、部分一致検索ができるものとする。
 - 蓄積されている成果品の WORD、EXCEL、PowerPoint、TEXT (txt 形式)、PDF ファイル において、データ内の全文検索ができる。
- ・電子地図にて成果品の分布状況を視覚的に確認でき、位置情報を基に電子地図上にシンボルを表示できる。また、地図上に表示したシンボルから案件を指定

できる。蓄積された成果品について、次の検索機能を有すること。

- ・検索・抽出した一覧表から、複数の電子成果品を一斉にダウンロードできる。また、ダウンロードしたデータは、納品された電子成果品の形式（ファイル形式、フォルダ構成）を保持した状態とすること。

（３）移行に関する要件

- ・令和７年度中に既存システムから本システムへ移行および運用を開始するものとし、今年度中に案件の登録が可能となるよう綿密な工程を立て取り組むこと。
- ・既存システム内電子成果品を初期データとして登録すること。（現在約５TB）
- ・登録済みの案件は外付けハードディスク等により発注者から受注者へ提供する。
- ・数年後のシステム更新時には今回移行同様に受注者から発注者へデータを提供できるようにすること。

（４）保守点検、職員研修

- ・全件登録を目指しているため、情報共有システムの運用も含めた全体のランニングコストを算定の上、システム利用者に過度な負担がかからないようにすること。
- ・本システムの操作マニュアル等の作成に加え、職員向け研修および情報共有システムも含めたシステム利用者向けの研修を実施すること。
- ・システム稼働当初の数か月（最長３か月を想定）はメール等による利用者からの問い合わせ対応を行うこと。

１０ 成果物等の提出について

- （１）提出先 福井県土木部土木管理課
- （２）提出物 電子データを提出すること（オンライン電子納品）
（電子データのファイル形式は word および excel とすること）
- （３）提出期限 令和８年３月３１日とする。

１１ その他の留意点

- （１）委託業務の実施にあたっては、県と十分に協議するとともに、責任者を明確にした上で、発注者からの照会に対し速やかに回答できる体制で臨むこと。
- （２）本業務履行に当たり、仕様書等に疑義が生じた場合は、受発注者協議の上、業務を遂行すること。